

禁止区域

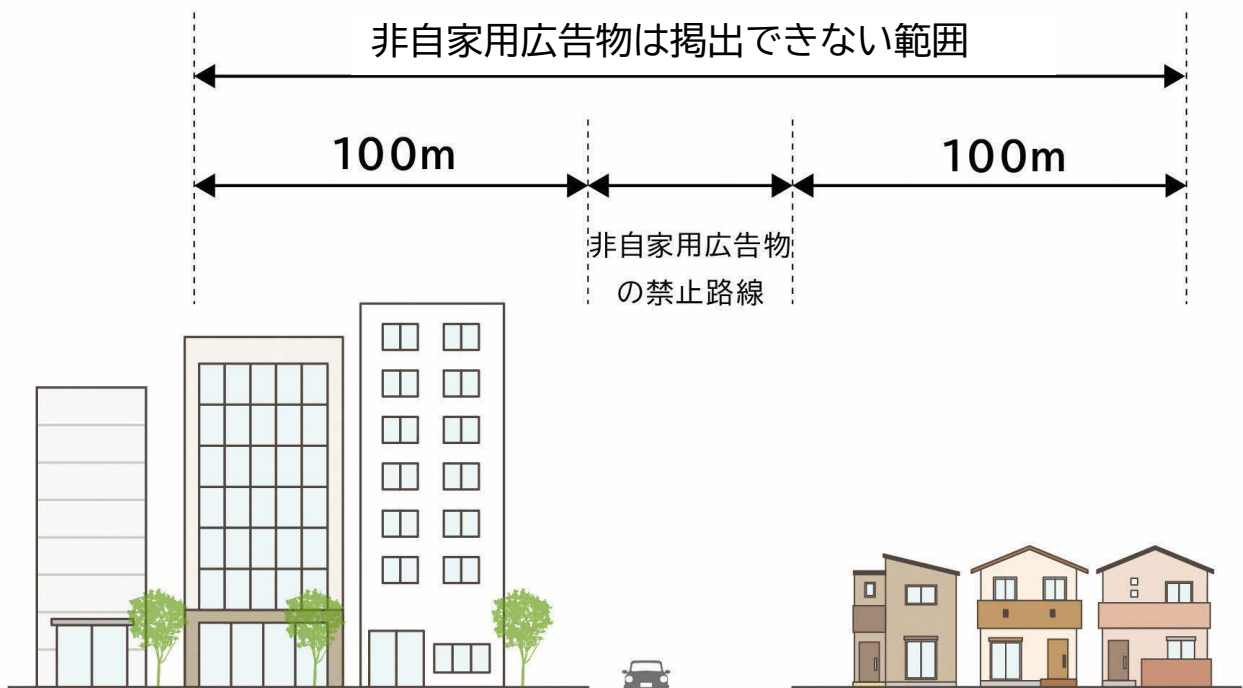
(1) 屋外広告物の禁止区域

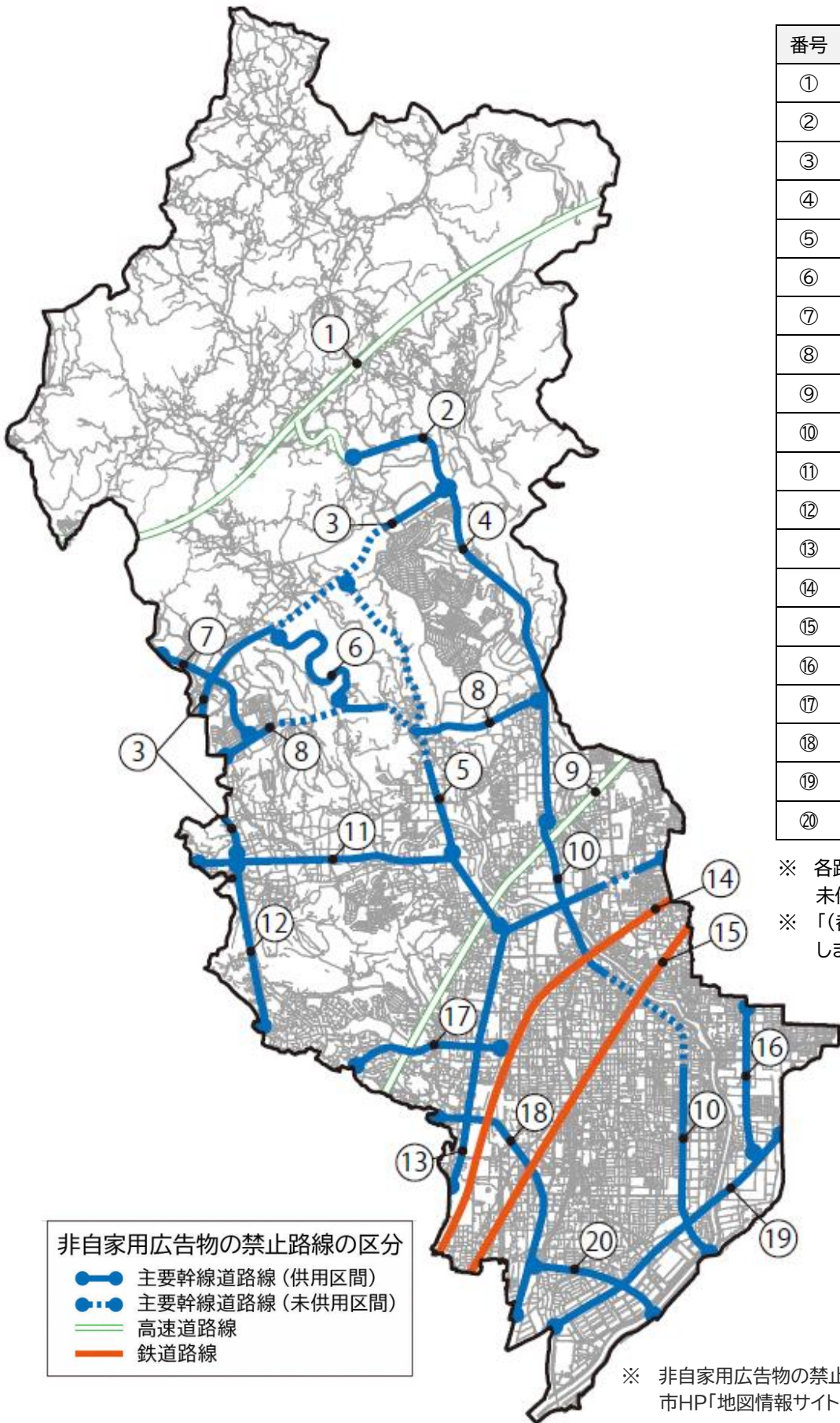
禁止区域は、良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く要請される区域であるため、屋外広告物を掲出できません。(適用除外(P37~P38参照)の対象となる屋外広告物は除きます)

関係法令		禁止区域
都市計画法		・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域
文化財保護法		・重要文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち市長が指定するもの ・史跡・名勝・天然記念物(仮指定されたものを含む)の地域または場所
文化財保護条例	府条例	・大阪府指定有形文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち市長が指定するもの ・大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物の地域または場所
	市条例	・茨木市指定有形文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち市長が指定するもの ・茨木市指定史跡、茨木市指定名勝、茨木市指定天然記念物の地域または場所
森林法		・保安林の区域で市長が指定するもの
その他		・古墳及び墓地 ・市長が指定する地域または場所

(2) 非自家用広告物の禁止区域

次ページの道路・鉄道(20路線)とその両側100mの範囲(商業系地域、未供用区間は除きます)では自家用広告物等以外は掲出できません。(適用除外(P37~P38参照)の対象となる屋外広告物は除きます)





番号	路線名
①	(都)新名神自動車道
②	(都)大岩線
③	(都)茨木箕面丘陵線
④	(都)耳原大岩線
⑤	(都)上郡佐保線
⑥	(都)国文都市3号線
⑦	(都)国文都市4号線
⑧	(都)山麓線
⑨	名神高速道路
⑩	(都)茨木寝屋川線
⑪	(都)京都神戸線
⑫	(都)道祖本摂津北線
⑬	(都)大阪高槻京都線
⑭	JR東海道本線
⑮	阪急電鉄京都線
⑯	(都)富田目垣線
⑰	(都)茨木駅千里丘陵線
⑱	(都)大阪中央環状線
⑲	(都)十三高槻線
⑳	(都)千里丘寝屋川線

※ 各路線のうち、商業系地域、未供用区間は除きます。
 ※ 「(都)」は都市計画道路を指します。

非自家用広告物の禁止路線の区分

- 主要幹線道路線 (供用区間)
- 主要幹線道路線 (未供用区間)
- 高速道路線
- 鉄道路線

※ 非自家用広告物の禁止区域の詳細な範囲については、市HP「地図情報サイト」で確認してください。

非自家用広告物の禁止路線図